県内の患者の発生状況

1 検査陽性者の状況(令和2年10月12日 24時現在)

(単位:人)

							\ 1	1
検査実施者数								
	陽性者数	(累積)						
		入院	中等症以下	重组	定	宿泊療養	死亡	退院
C1 F14	0.010	100				00	F0.	0.700
61, 514	2, 913	106	91	1	5	28	59	2, 720
	(699)						(45)	
+411	+8	+4	0		+4	△ 3	0	+7

※ () 内の数値は第1波(3月1日から5月16日まで)の期間

[検査内訳]

区分	PCR検査	抗原検査	合計	陽性者数
地方衛生研究所等	31, 955		31, 955	1, 748
地分稱土物儿別书	+173		+173	+4
民間検査機関等 (医療機関等)	22, 365	7, 194	29, 559	1, 165
	+172	+66	+238	+4
合計	54, 320	7, 194	61, 514	2, 913
口印	+345	+66	+411	+8

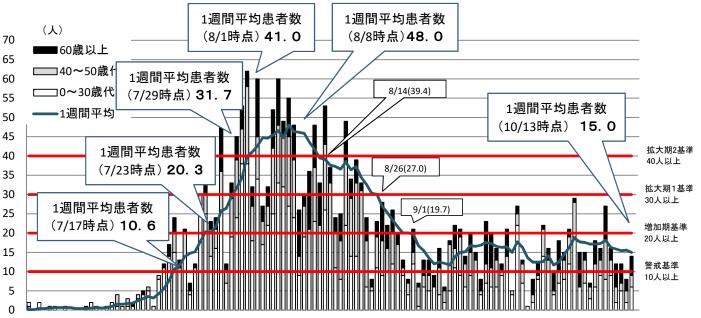
※医療機関等からの報告により集計

※下段は前日比

[入院内訳]

区分	確保病床等	患者数	差引
入院	663	106	554
うち重症対応	110	15	98
宿泊	698	28	670
合計	1, 361	137	1, 224

2 6月19日から10月13日に発生した患者の状況(2,228人)



6/19 6/24 6/29 7/4 7/9 7/14 7/19 7/24 7/29 8/3 8/8 8/13 8/18 8/23 8/28 9/2 9/7 9/12 9/17 9/22 9/27 10/2 10/7 10/12

第2波「6月19日~8月31日」と警戒期「9月1日~10月13日」の患者発生状況の比較

(1) 男女別患者数

区分	(6/19~	8/31)	(9/1~	-10/13)
四刀	患者数	(%)	患者数	(%)
男性	890	56. 5	367	56. 3
女性	684	43.4	285	43.7
非公表	2	0.1	0	0.0
計	1,576	100	652	100

(2) 年齢別患者数

区分	(6/19~	-8/31)	$(9/1 \sim$	10/13)
卢 刀	患者数	(%)	患者数	(%)
10代未満	63	4.0	24	3. 7
10代	119	7.6	55	8.4
20代	459	29. 1	132	20.2
30代	212	13.5	98	15.0
小計	853	54. 1	309	47.4
40代	236	15.0	91	14.0
50代	208	13. 2	91	14.0
小計	444	28.2	182	27.9
60代	114	7.2	65	10.0
70代	93	5.9	57	8.7
80代	43	2.7	30	4.6
90代以上	25	1.6	9	1.4
小計	275	17.4	161	24.7
非公表	4	0.3	0	0.0
計	1,576	100	652	100

(3) 職業別患者数

区分	(6/19~	~8/31)	$(9/1\sim10/13)$		
四刀	患者数	(%)	患者数	(%)	
学生等	192	12.2	86	13. 2	
会社員等	834	52.9	282	43.3	
自営業	106	6. 7	67	10.3	
無職	257	16.3	112	17. 2	
不明·調査中	187	11.9	105	16. 1	
計	1,576	100	652	100	

(4) 管轄保健所別患者数

		(6/19/	~8/31)	(9/1~	10/13)
	区分	患者数	(%)	患者数	(%)
県	所管				
	芦屋	61	3. 9	4	0.6
	伊丹	109	6.9	48	7.4
	宝塚	107	6.8	38	5.8
	加古川	58	3. 7	12	1.8
	加東	44	2.8	14	2. 1
	中播磨	5	0.3	0	0.0
	龍野	9	0.6	16	2.5
	赤穂	14	0.9	0	0.0
	豊岡	3	0.2	0	0.0
	朝来	9	0.6	0	0.0
	丹波	7	0.4	1	0.2
	洲本	13	0.8	9	1.4
	小計	439	27. 9	142	21.8
	神戸市	557	35. 3	236	36. 2
	姫路市	74	4. 7	76	11.7
	尼崎市	220	14.0	97	14.9
	西宮市	216	13. 7	72	11.0
	明石市	70	4. 4	29	4.4
	小計	1, 137	72. 1	510	78. 2
	合計	1,576	100	652	100

(5) 感染経路別患者数

(※ 飲食店は、接待やお酒を伴う店、カラオケ店等を含む。)

発生地	感染推定場所	(6/19~	~8/31)	$(9/1 \sim$	10/13)
完生地	恩采推足場別	患者数	(%)	患者数	(%)
	飲食店	41	2.6	6	0.9
	家庭	230	14.6	105	16. 1
	職場等	74	4.7	30	4.6
	友人との会食・談話等	55	3. 5	16	2.5
県内	クラスター	128	8. 1	76	11.7
年1	医療機関·施術所	(8)	(0.5)	(10)	(1.5)
	高齢者福祉施設等	(54)	(3.4)	(20)	(3.1)
	学校・園	(21)	(1.3)	(27)	4. 1
	飲食店	(12)	(0.8)	(6)	(0.9)
	職場	(33)	(2.1)	(13)	2.0
	その他	260	16.5	46	7. 1
小計		788	50.0	279	42.8
	飲食店	40	2.5	0	0.0
県外	職場等	19	1.2	10	1.5
7K71*	友人との会食・談話等	25	1.6	2	0.3
	その他	65	4. 1	19	2.9
小計		149	9.5	31	4.8
調査中		_	-	192	29.4
不明		639	40.5	150	23.0
合計		1,576	100	652	100

新型コロナウイルス感染症に係る入院医療体制の運用について

本県では、新型コロナウイルス感染症に係る入院医療体制について、一般医療とのバランスも考慮し、重症患者の医療に支障が生じないよう配意しつつ、新規陽性患者の発生状況に応じて機動的な対応を行うこととしている。

9月1日以降、43日間感染警戒期が継続している状況(10月13日時点)を踏まえ、受入可能な病床として重症対応50床程度、中軽症対応250床程度の計300床程度での運用を行う。

また、宿泊療養施設については、400室程度(3施設)の運用とする。

【新規陽性患者数(1週間平均)の状況】

(単位:人)

9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10
19. 7	16. 7	15. 4	13.6	12.0	12. 4	12. 1	11. 7	13. 9	15.0
(125)	(114)	(104)	(97)	(98)	(100)	(97)	(99)	(100)	(105)
9/11	9/12	9/13	9/14	9/15	9/16	9/17	9/18	9/19	9/20
15. 1	16.7	16.6	16.9	17.6	17. 3	16.6	16.3	16. 4	15.0
(103)	(102)	(111)	(111)	(113)	(121)	(113)	(108)	(112)	(106)
9/21	9/22	9/23	9/24	9/25	9/26	9/27	9/28	9/29	9/30
17.7	16.3	13.6	12. 4	12. 4	12.6	14. 1	11.7	12.4	14. 4
(101)	(89)	(81)	(74)	(76)	(81)	(92)	(87)	(89)	(96)
10/1	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8	10/9	10/10
16. 3	18. 7	17. 7	17.6	17. 1	17. 1	17. 3	18. 1	16. 3	15. 9
(101)	(110)	(107)	(107)	(97)	(96)	(98)	(109)	(109)	(112)
10/11	10/12	10/13							
15. 4	15. 6	15. 0							

※ 括弧内は入院者数

(106)

【フェーズに応じた体制】

	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2
目安 新規陽性 患者数 (1週間平均)	10人未満	10人以上 (警戒基準)	20人以上	30人以上	40人以上
体制構築の考え方	15人/日の新規! 数発生に対応				
病床数	200床程度 うち重症40床程				
宿泊療養	200室程度 200室程度		300室程度	500室程度	700室程度

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の 政令の一部を改正する政令を踏まえた今後の医療体制について

1. 現状

- (1) 感染症法の規定により、都道府県知事等は、新型コロナウイルス感染症のまん 延を防止するための必要があるときは、患者等の入院の勧告・措置ができる。
- (2) 国は、無症状や軽症者の方で、重症化リスクのある者に当たらず、入院の必要がないと医師が判断した場合には、宿泊療養又は自宅療養を行うことができると通知(4月2日事務連絡)。
- (3) 県は、感染拡大防止の観点から、原則入院し、医師の判断により病院外での療養が可能と判断された方を宿泊療養に移行し「自宅療養ゼロ」を堅持、療養者の「容体急変への適切な対応」「家庭内感染の防止」を徹底してきた。

2. 政令の一部改正について(10月9日閣議決定、施行日10月24日) (内容)

入院の勧告・措置の対象は、患者のうち以下の者に限る。

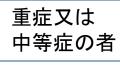
- ① 65 歳以上の者
- ② 呼吸器疾患を有する者
- ③ 腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ④ 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ⑤ 妊婦
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の症状を呈する者であって、当該症状が重度又は中 等度である者
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要 があると認める者
- ⑧ 都道府県知事等が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者

3. 今後の対応方針について

これまでとおり、家庭内感染対策を含めた感染症拡大の防止を図るため、自宅療養は行わないこととして、以下の方針で対応する。

- ① 有症状者については、症状が急変して重症化する可能性があり、医師による経過 観察が必要であることから、原則入院とする。
- ② 無症状者については、症状が悪化する可能性が低いため、帰国者・接触者外来又は保健所等の医師が入院の必要がないと認めた者については、直接宿泊療養も可能とする。

政令改正を踏まえた患者への対応



- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の症状を呈する者であって、当該症状が重度または中等度であるもの
- ① 65歳以上の者
- ② 呼吸器疾患を有する者
- ③ 腎疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ④ 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ⑤ 妊婦

軽症又は 無症状の者

- ⑦ 新型コロナウイルス感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者
- ⑧ 都道府県知事等が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者

無症状のうち 上記以外の者 帰国者·接触者外来又は保健所等の 医師が入院の必要がないと認めた者

※原則、自宅療養は行わない

宿泊療養

入院

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現	行
(法等の準用)	(法等の準用)	
第三条 新型コロナウイルス感染症については、法第八条(第二	第三条 新型コロナウイルス感染	染症については、法第八条(第二
項を除く。)、第十二条(第四項及び第五項を除く。)、第十	項を除く。)、第十二条(第日	四項及び第五項を除く。)、第十
五条(第三項については、第一号、第四号、第七号及び第十号	五条(第三項については、第	一号、第四号、第七号及び第十号
に係る部分に限る。)、第十六条から第二十五条まで、第二十	に係る部分に限る。)、第十七	六条から第二十五条まで、第二十
六条の三から第三十七条まで、第三十八条第三項から第六項ま	六条の三から第三十七条まで、	第三十八条第三項から第六項ま
で及び第九項、第三十九条第一項、第四十条から第四十四条ま	で及び第九項、第三十九条第	一項、第四十条から第四十四条ま
で、第四十四条の二(第三項を除く。)、第四十四条の三、第	で、第四十四条の二(第三項な	を除く。)、第四十四条の三、第
四十四条の五、第五十七条(第五号及び第六号を除く。)、第	四十四条の五、第五十七条(第	第五号及び第六号を除く。)、第
五十八条(第十一号、第十三号及び第十四号を除く。)、第五	五十八条(第十一号、第十三日	号及び第十四号を除く。)、第五
十九条、第六十一条第二項及び第三項、第六十三条から第六十	十九条、第六十一条第二項及び	び第三項、第六十三条から第六十
四条まで、第六十五条、第六十五条の三並びに第六十六条の規	四条まで、第六十五条、第六-	十五条の三並びに第六十六条の規
定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)を準用する。	定(これらの規定に基づく命々	令の規定を含む。)を準用する。
この場合において、次の表の上欄に掲げる法及び感染症の予防	この場合において、次の表のよ	上欄に掲げる法及び感染症の予防
及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年	及び感染症の患者に対する医療	療に関する法律施行令(平成十年
政令第四百二十号。以下この条において「令」という。)の規	政令第四百二十号。以下この名	条において「令」という。)の規
定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる	定中同表の中欄に掲げる字句は	は、それぞれ同表の下欄に掲げる
字句に読み替えるものとする。	字句に読み替えるものとする。	

	新型コロナウイルス感 患者(六十五歳以上の る者その他の厚生労働 る者で定める者及びこ
	てこ働すの感
	第 法 一 項 十 九 条
	— 類 感 染 症
	- 楽 新 症 型 コロロナ
	楽症

類感染症

(略)	
	症指定医療機関に 関若しくは第一種感染症指定医療機関に 変染症
	当該感染症のまん延を出て原生労働省令で定める事項を守ることに同意しないものに限る。第二十四条第五限。第二十五条第二十三条、第三十五条第二十三条、第三十五条第二十三条第二十三条第二十三条第二十三条第二十三条第二十三条第二十三条第二十三
	<u> </u>
(略)	
	症指定医療機関に 関若しくは第一種感染症指定医療機関に を療機機
	感染症指定医療機関を除機関を除機関を除機関を除機関を除る

- 2 -

であって、当該症状が重度又は中等度であるもの

り讝器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者

のに限る。) であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。) の症状を呈する者に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたも

大 現に新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月

王 妊婦

あると認められる者

四 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれが

- 三 前号に掲げる者のほか、腎臓疾患、心臟疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由によ
- 11 呼吸器疾患を有する者
- 1 大十五歳以上の岩

下「準用感染症法」という。) 第十九条第一項の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。 おいて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以

第一条 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第三条に

(準用感染症法第十九条第一項の厚生労働省令で定める者)

⟨F

及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第一項の厚生労働省令で定める者等を定める省新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防

厚生労働大臣 田村 憲久

令柜二年 耳 日

定める省合を吹のように定める。

る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第一項の厚生労働省令で定める者等を一項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用す準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第十九条第新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第三条において

O.厚生光阑宿今第 。 二年政令第 号)の施行の日から施行する。

この省合は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令(令和

室 別

れる事項

- 三 前二号に掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認めら
- 1一 捨定された期間、指定された場所から外出しないこと
- **一 指定された期間、指定された内容、方法及び頻度で健康状態を報告すること**
- 第二条 準用感染症第十九条第一項の厚生労働省令で定める事項は、汝のとおりとする。

(準用感染症法第十九条第一項の厚生労働省令で定める事項)

-)が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者
- 八 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長

要があると認める者

七 前号に掲げる者のほか、新型コロナウイルス感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必

.3

今冬のインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の同時流行に備えた 体制整備について

季節性インフルエンザ流行期を控え、多数の発熱患者等の発生が懸念されるため、健康福祉事務所・保健所を介さずに、診療・検査体制が整った地域の医療機関で受診できるよう、地域の実情に応じて適切な相談・診療・検査体制を10月中に整備する

〈本県の整備方針〉

- 1 「発熱等診療・検査医療機関」の指定による診療・検査体制の充実・強化
- 2 「発熱等受診・相談センター(帰国者・接触者相談センター(保健所等))」等による相談・案内体制の整備
- 3 抗原検査キット等の活用や PCR 等検査体制の強化

体制整備を図るとともに、県民や関係者に相談・受診の流れの周知徹底を図る 〈電話での受診予約の徹底〉

発熱等患者は、かかりつけ医又は発熱等受診・相談センター(保健所等)に電話し、 受診可能な医療機関(「発熱等診療・検査医療機関」)を確認した上で、受診を予約 〈共有リストによる受診調整〉

地域の診療所等、健康福祉事務所・保健所、医師会、市町等は、リストを共有することで、発熱等患者からの受診医療機関に関する問い合わせに円滑に対応

1 「発熱等診療・検査医療機関」の指定等

帰国者・接触者外来も含め、かかりつけ医等の身近な医療機関を「発熱等診療・ 検査医療機関(250カ所を目途)」として県が指定し、県民が適切に受診・検査でき る体制を整備

(1) 指定要件

主な要件	主な内容
1 院内感染対策 (1)施設	・検体採取を行う部屋と通常の診察室を分けている ・他の患者との時間分離(発熱等患者用の診察時間を設定等)又は空間的 分離(駐車場等での診療・検査を実施等)を実施している
(2)医療従事者	・標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施できる ・鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク、目の防護具 (ゴーグル又はフェイスシールド)、ガウン及び手袋を着用する
2 検査体制	・検体の採取・取扱いについて、感染防止策がとられている ・検査について、自院又は民間検査機関に委託して迅速に行える

(2) 指定募集・通知

- ・現在、医師会等による会員への周知や県HPでの案内等により募集中
- ・第一次指定:10/20(火)締切 → 10/23(金)を目途に指定通知書を送付(国補助金(外来診療・検査体制確保事業)の申請締切(10/30)を踏まえ設定)
- ・第二次指定:10/21(水)以降の提出分についても随時指定を行う

(3) 共有リストの作成・活用

- ・医療機関名、所在地、電話番号、診療・検査可能日時、問い合わせ可能日時、 他院等からの紹介対応の可否等を記載
- ・第一次指定分については10/23(金)を目途に作成し、10/27(火)から運用予定 (健康福祉事務所・保健所、市町衛生担当課、医師会、消防、医療機関等に送付 し、情報共有を図り、案内に活用)
- ・以後、第二次指定分、変更分を随時反映

(4)「発熱等診療・検査医療機関」への支援

- ・(県) 設備整備(空気清浄機、パーテーション等)への支援、医師会への研修支援
- ・(国) 外来診療・検査体制確保や労災給付上乗せ補償保険加入への支援、防護具 の配布(直接執行)

2 「発熱等受診・相談センター」等による相談・案内

(1)「発熱等受診・相談センター」の設置

健康福祉事務所・保健所に設置する「帰国者・接触者相談センター」の名称を「発 熱等受診・相談センター」に変更し、「発熱等診療・検査医療機関」の共有リストの 活用により相談・案内を実施

発熱等受診・相談センター(県)	対応時間	
12健康福祉事務所	平日9時~17時30分	
新型コロナ健康相談コールセンター	上記以外の平日夜間及び土日祝日	

[※] 保健所設置市も、土日祝も対応可能な相談窓口を設置

(2) 医療機関等の活用による相談・案内の検討

土日・祝日や夜間の電話相談業務など「発熱等受診・相談センター」の代理機能を 担う医療機関等を県が指定・公表 (同センター1カ所あたり3機関まで指定可能) 〈想定機関〉各市開設の休日夜間急患センター、帰国者・接触者外来等

3 検査体制の強化

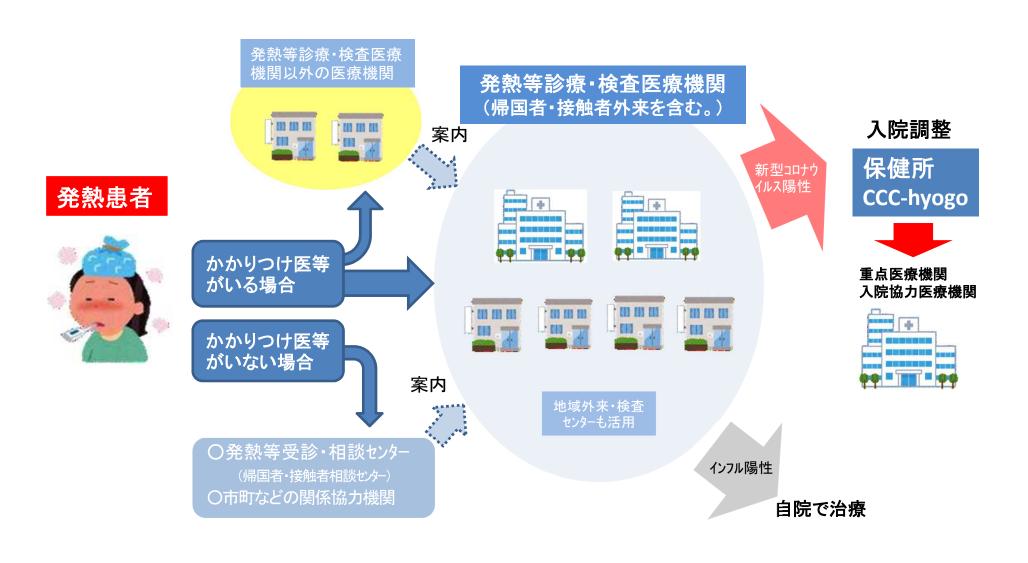
簡易・迅速に検査できる抗原検査キットの活用を促進するため、医薬品卸売業者等に円滑な供給を働きかけるとともに、PCR 検査体制の増強、地域外来・検査センターの設置等により、検査体制を強化

(参考 国の抗原検査キットの拡充方針:20万件/日)

4 今後の取組等

- (1)「発熱等診療・検査医療機関」が少数にとどまる地域への対応
 - ・帰国者・接触者外来の機能強化、地域外来・検査センターの設置等
- (2) 効果的な広報の推進による県民への周知徹底
 - ・県民だよりひょうご・県HP等での広報推進、市町への広報依頼 等

今冬のインフルエンザ流行に備えた外来・検査体制について(概要)



令和2年4月7日

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年10月14日改定

※下線は前回からの変更箇所

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第1項に基づく緊急事態宣言が発令されたこと から、同法の規定及び兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、感染拡大防止や 県民生活・県民経済の安定に向け、同法第24条第9項及び第45条第1項の規定等に基づく 緊急事態措置を実施してきた。

令和2年5月21日、本県は緊急事態措置実施区域としては解除されたが、引き続き感染防止 対策を推進するとともに、生活の日常化と経済活動の回復を目指す必要があることから、以下 の措置を実施する。

区域 T 兵庫県全域

Π 期間

- · 緊 急 事 態 措 置 期 間 令和2年4月7日~令和2年5月21日
- ・以後の対処方針実施期間 令和2年5月22日~

Ⅲ 措置

1 医療体制

(1) 入院体制

○現在、重症対応110床、中軽症対応553床の計663床を確保しているが、9月1日以降、 44 日間感染警戒期が継続している状況を踏まえ、受入可能な病床として重症対応 50 床 程度、中軽症対応 250 床程度の計 300 床程度での運用を行う。

【フェーズに応じた体制】

1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -									
区分	感染小康期	感染警戒期		感染増加期		染拡大期 1		感染拡大期 2	
目安 新規陽性 患者数 (1週間平均)	10人未満		10人以上 警戒基準) 20人以上		30人以上			40人以上	
体制構築 の考え方	15人/日の新規 数発生に対応		20人/日の新規 数発生に対応		30人/日の新規原 発生に対応		40人/日の新規 数発生に対応		55人/日の新規患者数 発生に対応 ^(注)
病床数	200床程度 うち重症40床和		300床程度 うち重症50床程		400床程度 うち重症70床		500床程度 うち重症90床程	_	650床程度 うち重症120床程度
宿泊療養	200室程度		200室程度		300室程度		500室程度		700室程度

(注) 最大1日98人の患者発生(国の「新たな流行シナリオ」) に対応

- ○県立加古川医療センターを県内全域の患者に対応する「新型コロナウイルス感染症拠点病院」に、神戸市立医療センター中央市民病院及び県立尼崎総合医療センターを重症患者等に対応する「新型コロナウイルス感染症重症等特定病院」にそれぞれ位置づけ、重症者対策を推進する。
- ○感染症病床に加え、一定の感染症予防策等を実施した入院病床を確保するため、空床補償 経費や診療報酬について一定の水準が確保されたが、県としても、空床補償経費に ついて国制度に加え、独自の上乗せを行うとともに、入院治療を行う医療機関に対し 入院患者受入の支援を行う。

あわせて、医療機関において、重症化対策や感染症対策が実施されるよう、人工呼吸器 や個人防護服等の整備を支援する。

○がん患者、透析患者、障害児者、妊産婦・小児の患者などは特に配慮する。

(2) 無症状者や軽症者への対応

- ○患者の増加に伴い、重症患者の入院医療に支障が生じないよう、原則として入院後の 無症状者や軽症者は、医師・看護師等医療体制を整備した宿泊施設において療養を行う。
- ○現在、700 室程度(5 施設)を確保している<u>が、感染警戒期が継続している状況等を踏</u>まえ、400 室程度(3 施設)の運用とする。

(3) 外来医療体制の強化

- ○帰国者・接触者外来を73機関設置している。
- ○各圏域における外来等受診状況を踏まえ、臨時外来等の設置について、関係市町及び 医師会等関係団体と協力して対応する。
- ○インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備え、地域の実情に応じて 発熱患者を診察できるよう、医師会等と協力し、外来・医療体制の整備を進める。

(4) 検査体制の強化

- ○衛生研究所、民間検査機関、帰国者・接触者外来への PCR 検査機器購入支援などにより、 検査体制の充実を図り、10月中を目途に 2,500件/日の検査件数を確保する。
- ○保健所を介さず検査を行う「地域外来・検査センター」について 8 ヶ所の開設を目指し、 引き続き取組みを推進する。

| 神戸市 (6/8~)、姫路市 (7/3~)、西宮市 (8/18~) | 東播磨圏域 (8/28~)、淡路圏域 (9/1~)、阪神圏域 (10/1~、10/6~)

- ○濃厚接触者のうち無症状者や、希望する妊婦にも検査を実施し対象を拡大する。
- ○医療機関や社会福祉施設、学校などで陽性者が確認され、感染の拡がりが疑われるなど、 クラスター(集団感染)の発生が懸念される場合には、濃厚接触者以外も幅広く関係者 を対象として検査を実施する。
- ○国の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナ追跡システム」 の利用者で、陽性患者との接触があるなどの通知があった方のうち、希望者に PCR 検査 を実施する。
- ○県健康科学研究所において、感染状況を踏まえ、PCR 検査試薬 15,000 件分を順次購入する。
- ○抗原検査について、救急患者の早期診断やインフルエンザの流行期における発熱患者 への検査等に活用していく。
- ○抗体検査については、正確な感染状況の把握に資するため、神戸大学と協力して研究を 推進する。
- ○ひょうごボランタリープラザが派遣する災害ボランティアに対して県立健康科学研究所 を活用し、PCR 検査の受検支援を行う。

【PCR検査体制】

区分		従 前	現状	目標
	兵庫県	<u>280</u>	280	700
衛生研究所等	保健所設置市	<u>530</u>	530	530
	小 計	<u>810</u>	810	1, 230
民間検査機関		<u>580</u>	580	600
医療機関		<u>430</u>	<u>490</u>	670
合 計		<u>1,820</u>	<u>1,880</u>	2, 500

(5) 医療用マスク・防護服等の確保

- ○医療用マスクについては5月末、防護服等については6月上旬、医療機関において、 県全体で概ね3ヶ月分の使用量相当の在庫が確保された。
- ○さらに概ね6ヶ月分の使用量相当を医療機関に代わり県において保管することとし、 現時点において、サージカルマスクを除き保管済であり、サージカルマスク<u>についても</u> 11月上旬に確保の見込みである。

(6) 感染者受入医療機関等への支援

- ○ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金を県・市町(神戸市を除く)で協働して、 (公財)兵庫県健康財団に創設し、医療機関関係者等に対して、幅広い層からの寄附に よる勤務環境改善等の支援事業を実施する。集まった寄附金を、10月を目処に医療機関へ 配分する。
- ○神戸市は、こうべ医療者応援ファンドを(公財)こうべ市民福祉振興協会に創設し、同様 の事業を実施する。
- ○新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者への入院治療を行う医療機関に対する 運営に要する経費(入院患者1人あたり12,000円/日)を支援する。
- ○感染者等への対応業務に従事した県立病院等の職員に対する特殊勤務手当を増額する。 (日額300円→3,000円(感染者等の身体に直接接触する作業等の場合は4,000円))

(7) 救急医療等地域医療体制の確保

- ○救急・周産期・小児医療機関において、感染の疑いのある患者とその他の患者が混在しない動線確保(待合室の整備・新たな入口整備)や定期的な消毒など院内感染防止対策を推進するとともに医療従事者の健康管理(検査経費)など、診療体制の確保を支援する。
 - ・設備整備補助整備内容 簡易陰圧装置、簡易ベッド、空気清浄機等
 - ・支援金の給付

区分	金額
99 床以下	20,000 千円
100 床以上	30,000 千円

※100 床ごとに 10,000 千円を追加

※コロナ患者受入の場合、10,000 千円加算

○救急・周産期・小児医療機関において、9月以降に実施する院内感染防止対策に対する国の支援(199床以下1,000万円、+200床ごとに200万円追加)を関係医療機関に周知し積極的な活用を促進する。

○病院・診療所・薬局等における待合室を混在させないようにするレイアウト変更や院内 における研修など感染拡大防止対策を推進する。

区 分	金額
病院(救急等以外)	2,000 千円/箇所
柄阮 (秋)	50 千円/床
有床診療所(医科・歯科)	2,000 千円/箇所
無床診療所(医科・歯科)	1,000 千円/箇所
薬局、訪問看護ステーション、助産所等	700 千円/箇所

○医療関係団体等が行う、感染対策指導や普及啓発等に対して支援する。

(8) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支給

○医療機関に勤務し、感染症対策に対応された従事者に対し、慰労金を支給する。 令和2年7月14日(火)にコールセンターを開設し、8月3日(月)から県ホームページ に申請案内を掲載し、国保連において申請の受付を行っている。

対象施設	対象者	慰労金単価
県から役割を設定され、実際に新型コロナウイルス患者等を受入れた 施設等(宿泊療養施設も含む)	対象施設に、令和2年	200千円/人
県から役割を設定されたが、実際 に新型コロナウイルス患者等の受入 れがなかった施設	3月1日から6月30日 までの間に10日以上勤 務し、患者と接する従 事者(国基準により判	100千円/人
感染症対策に一定の役割を担った 施設)	50千円/人

(9) 海外からの帰国者への対応

- ○次の事項を海外からの帰国者に呼びかける。
 - ・指定された場所(自宅など)での14日間の待機
 - ・保健所等による健康観察への協力
 - ・咳や発熱等の症状が現れた場合の帰国者・接触者相談センター(健康福祉事務所・ 保健所)への相談
 - ・入国制限がなされている国や地域以外の帰国者から住所地所在の保健所への連絡

(10) 風評被害対策等

- ○次の事項を医療や介護など関係者への感謝とともに県民に呼びかける。
 - ・医療関係者、患者関係者などへのいわれなき風評被害を防止するとともに憶測やデマなど に惑わされないよう、冷静に対処すること
 - ・食料、医薬品、生活必需品の買い占め等を行わないよう、冷静に対応すること

2 学校等

(1) 公立学校

[県立学校]

①教育活動

十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行う。

特に、県外で活動する場合においては、感染防止対策がとられていることを確認の上、 実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施する。

なお、今後、県内外における感染者がさらに増加した場合においては、感染状況を 踏まえ、地域を限定することを検討する。

- ○感染防止対策
 - ・ 各教室で可能な限りの間隔をとる。
 - マスクを着用する。
 - 換気を行う。
 - ・必要に応じてフェイスシールドを着用する。 など

②部活動

- ○十分な感染防止対策を実施したうえで、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り 方に関する方針」に基づき、平日4日2時間程度、土日1日3時間程度の実施とする。
- ○公式試合、練習試合、合同練習・合宿については、十分な感染防止対策を実施したうえで実施する。

特に、県外で活動する場合においては、感染防止対策がとられていることを確認の上、 実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施する。

なお、今後、県内外における感染者がさらに増加した場合においては、感染状況を 踏まえ、地域を限定することを検討する。

③心のケア

きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と 連携するなど、心身の健康に適切に対応する。

- ・児童生徒の状況把握(個人面談等の機会の拡充、学校単位での生徒アンケートの実施)
- ・キャンパスカウンセラーの活用促進
- 通級指導対象生徒や外国人生徒等への個別支援

4) 熱中症対策

エアコンの利用など教室内も含め、適切な温度管理に十分留意する。

[市町立学校・園 (小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・ 幼稚園型認定こども園)]

設置者に対して、上記の点に留意の上、市町の感染状況を踏まえ適切な学校運営を行うよう依頼する。

[「次なる感染拡大」に備えた対応]

感染者が発生した場合、まずは学校単位での休業及び消毒等の対応を行う。さらに広域的な対応が必要となった場合は、県立学校は学区単位、市町立学校は市町単位又は県民局・県民センター単位でのエリアで対策を検討する。

(2) 県内大学

- ○授業の再開
 - ・臨時休業の要請を5月16日に解除
 - ・対面授業・課外活動等を再開する際の感染防止対策の徹底を要請
 - 各大学に対し、知事メッセージの学生への周知を要請

(県立大学)

- ・5月7日から、全学で本格的に遠隔授業を実施
- ・6月1日から、実験・実習や各種ゼミナール等から対面授業を順次再開
- ・後期授業(10月1日)から、十分な感染防止対策を実施したうえで、原則として対面授業を 実施

○学生への支援

- ・アルバイト収入の減少等により修学の継続が困難となっている学生に、国の学生支援 緊急給付金(20万円(住民税非課税世帯の学生)又は10万円(左記以外の学生))を支給
- ・国の修学支援新制度における家計急変時の授業料・入学金減免と給付型奨学金支給 (急変後の所得見込により住民税非課税世帯・これに準ずる世帯となる学生が対象)
- ・兵庫県私費外国人留学生奨学金(月3万円)の給付等
- ・県立大学においては、上記の支援に加え、独自の授業料等の減免の拡充(入学金等の対象追加)、家計急変時の授業料等減免(急変後の所得見込により判定(4人世帯の場合は約500万円未満が目安)、授業料の納付猶予・分納等を実施

(3) 高専、私立学校(幼小中高・専修学校・各種学校)

- ○設置者に対して、十分な感染防止対策を実施したうえで教育活動・部活動等を実施する 県立学校の方針を周知する。
- ○高専、専修学校・各種学校に対し、知事メッセージの学生への周知を要請する。
- ○私立専門学校の授業料減免の支援(減免額の1/3)を行い、学生の経済的負担を軽減する。

3 社会教育施設等

県立施設については、感染防止対策を実施した上で開館する。

市町立施設等に対しては、感染防止対策の徹底を周知する。

- ○感染防止対策
 - ・来館者多数の場合の入場制限
 - ・発熱、咳などの症状のある者の入場禁止
 - 発熱チェック
 - ・マスク装着の徹底、消毒液の設置
 - ・演者と観客との一定の距離の確保(最低2m)
 - ・密閉・密集・密接状態の回避(休憩時間・回数増、換気など)
 - 入館者の氏名・連絡先等の把握
 - ・「兵庫県新型コロナ追跡システム」QR コードの掲示と来館者への登録呼びかけ 等

4 社会福祉施設

(1) 高齢者施設、障害者施設等

- ○高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所 について、感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請する。
- ○面会者からの感染を防ぐため、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底した上で の面会の実施及びオンライン面会等の活用を要請する。
- ○今後は、高齢者施設、障害者施設等において、概ね2ヶ月分のマスク、消毒液等の使用 量確保を図ったうえで、さらに概ね2ヶ月分の使用量相当を県において保管する。
- ○高齢者、障害者等の施設において、新型コロナウイルス患者が発生した場合の基本的対応 方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。また、新型コロナウイルス 感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを 運用する。

(2) 保育所(幼保連携・保育所型認定こども園を含む)・放課後児童クラブ

- ○保育所等については、感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の実施を要請する。
- ○保育所において、新型コロナウイルス感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、 協力施設からの職員派遣の仕組みを整備する。

(3) 感染症対策

○介護サービス施設・事業所等における感染症対策に要する物品購入や外部専門家等による 研修実施など感染拡大防止対策を推進する。

【主な助成対象施設】

区 分	金	額
介護老人福祉施設	38 千円	/定 員
通所リハビリテーション事業所(通常規模型)	939 千円	/事業所
訪問介護事業所	534 千円	/事業所
保育所	500 千円	/事業所

(4) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支給

- ○高齢者福祉施設等に勤務し、感染症対策に対応された従事者に対し、慰労金を支給する。 令和2年7月14日(火)にコールセンターを開設し、8月3日(月)から県ホームページ に申請案内を掲載し、国保連において申請の受付を行っている。
 - 介護・障害・救護

対象施設	対象者	慰労金単価
感染者が発生・濃厚接触者に対応し た施設・事業所	対象施設に、令和2年 3月1日から6月30日	200千円/人
感染者の発生・濃厚接触者への対応 はなかったが、感染症対策に一定の 役割を担った施設・事業所	までの間に10日以上勤務し、利用者と接する 従事者	50千円/人

• 児童福祉施設

対象施設	対象者	慰労金単価
感染者が発生した施設	対象施設に、令和2年3月1日から6月 30日までの間に10日以上勤務し、利用者 と接する職員	200千円/人

5 県立都市公園等

- ○県立都市公園については、感染防止対策を実施した上で開園する。
- ○下記の県立公園等について、感染防止対策を実施した上で開園する。
 - ・県立公園あわじ花さじき、兵庫楽農生活センター、県立フラワーセンター、県立但馬牧場 公園、県立三木山森林公園、各県立ふるさとの森公園、県立六甲山ビジターセンター

6 外出自粛等の要請(法第24条第9項)

- ○次の事項を県民に要請する。
 - ・感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない接待を伴う飲食店など 感染リスクの高い施設の利用を目的とした、県境をまたぐ移動を自粛すること
 - ・感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない感染リスクの高い 施設(特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等)の利用を自粛 すること

高齢者や基礎疾患のある者は、特に注意すること

- ・感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人 数での会食や飲み会を避けること。若者グループについては、特に注意すること
- ・大声での会話、回し飲みを避けること
- 発熱等の症状がある場合は、外出を控えること
- ・発熱が続き、息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障害等の症状があれば、帰国者・接触者 相談センター(保健所)へ相談すること 特に発熱や咳などの比較的軽い症状でも、高齢者や基礎疾患のある者は早めの相談を
- ・感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加 を自粛すること
- ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」(新しい生活様式)の推進 「3密」(密閉・密集・密接)の回避、身体的距離の確保、マスクの着用 等
- ○店舗・施設やイベント等における感染拡大防止を図るため、クラスター発生のおそれがある 時等に迅速に利用者への注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用 を要請する。
- ○新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を要請する。

7 イベントの開催自粛要請等 (~11月30日、法第24条第9項)

- 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は 延期を要請する。
- ○全国的又は広域的な祭り、野外フェスティバル等については慎重に検討し、開催する場合は十分な人と人との間隔(1m)を設けることを要請する。
- ○地域で行われる集い等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事で、参加者が おおよそ把握できるものは、人数制限を行わない。
- ○催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請する。

<開催の目安>

すること

	ांच रहे के	1 米4 1 7日
区分	収容率	人数上限
大声での歓声・声援等が		
ないことを前提としうる		
もの	100%以内(*1)	
・クラシック音楽コンサート、演劇、	100/02//1(.1)	①収容人数 10,000 人超
舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、		→ 収容人数の 50%
公演・式典、展示会等		
大声での歓声・声援等が		②収容人数 10,000 人以下
想定されるもの		→ 5,000 人
・ロック、ポップコンサート、スポーツイベ	50%以内(*2)	
ント、公営競技、公演、ライブハ		
ウス・ナイトクラブでのイベント等		

- (注1) 人数上限と収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度
- (注 2) その他開催制限の緩和条件など、9/11 付け内閣官房新型コロナウイルス感染症 対策推進室事務連絡「11 月末までの催物開催制限等について」に留意
- *1 席がない場合は適切な間隔を確保
- *2 席がない場合は十分な間隔 (1m) を確保
- ○イベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、必ず開催 要件や感染防止対策等について対策本部事務局との事前相談をするよう要請する。
- ○「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と QR コードの掲示を要請する。
- ○店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請する。

8 事業者への感染防止対策等の要請(法第24条第9項)等

- ○業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底を促すと ともに、関係団体を通じて協力を要請する。
- ○特に接待を伴う飲食店及びその他の酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品 衛生法上の指導にあわせた感染防止策の周知徹底を行う。
- ○飲食店に対し、発熱、せき、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅 待機及び検査受診を要請する。
- ○社会福祉施設に対し、職員、通所者等への感染防止対策の徹底を要請する。
- ○「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示を要請する。
- ○「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と、可能な限り QR コードのテーブルやカウンターなどでの掲示を要請する。
- ○店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請する。
- ○次の事項を事業者・関係団体に要請する。
 - ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」(新しい生活様式)の推進
 - ・関係団体を通じた企業等に対する接触機会低減等の取組 在宅勤務(テレワーク)やテレビ会議、ローテーション勤務、時差出勤等の取組を推進、 職場での「3密」(密閉・密集・密接)回避の促進、職場内の換気の励行、発熱等の風邪 症状が見られる従業員への出勤免除

9 事業活動への支援等

- (1) 企業等の事業継続支援
 - (1) 中小企業融資制度による資金繰り支援
 - ·融資目標額1兆円→1兆3千億円
 - ・6つの資金による支援

資金区分	限度額	概要
新型コロナウイルス感染症対 応資金(無利子・無保 証料) (5/1~)	4,000 万円	当初3年間無利子、保証料軽減 6/22~限度額引上げ(3,000万円→4,000 万円)
新型コロナウイルス感染症 保証料応援資金 (6/22~)	5,000 万円	無利子資金を超える資金需要に対応 保証料 0.8%を県が全額補助、利率 0.7%
経営活性化資金 (3/16~)	5,000 万円	迅速な融資・保証審査
借換貸付 (3/16~)	2億8,000万円	既往債務の返済負担を軽減、利率 0.7%
危機対応貸付 (3/16~)	2億8,000万円	危機関連保証を活用、利率 0.7%
新型コロナウイルス対策貸付 (2/25~)	2億8,000万円	セーフティネット保証を活用、利率 0.7%

- ・信用保証における、事業者からの提出書類の簡素化、保証審査部門の体制強化などによる審査期間の短縮など弾力的な運用、積極的な承諾
- ・セーフティネット保証5号対象外業種(ぱちんこ屋等)について保証対象へ追加
- ・日本政策金融公庫等による資金繰り支援及び特別利子補給制度の活用
- ・金融機関に対し、既往債務に係る条件変更等の弾力的な運用等の配慮を要請

② 事業の継続を支える支援措置

ア 休業要請事業者経営継続支援事業

- ・国の持続化給付金に加え、県・市町協調による経営継続支援金の支給を推進
- ・ 5月7日以降の休業要請期間の延長に応じた事業主も対象に追加
- ・対象者の創業日要件を R2.3.31 以前まで拡大

【5月6日までの休業】給付額:中小法人100万円、個人事業主50万円 (支給終了) (飲食店・宿泊業等:法人30万円、個人15万円)

※休業期間に応じて給付額は異なる

【5月7日以降の休業】給付額:中小法人30万円、個人事業主15万円 (支給終了) (飲食店・宿泊業等:法人10万円、個人5万円)

イ 持続化給付金の活用

対象:売上が50%以上減少した事業者、金額:法人200万円、個人事業主100万円(上限)

ウ 家賃支援給付金の活用

対象:売上が50%以上減少(又は連続3ヶ月で30%以上減少)した事業者

金額: 法人@100 万円×6 月、個人@50 万円×6 月(上限)

エ 雇用調整助成金の活用

・ 4月1日から12月31日まで特例措置により拡充

- a) 助成率引上:大企業 1/2→2/3、中小2/3→4/5 (解雇等を行わない場合は大企業 3/4、中小10/10)
- b) 助成上限額引上: 一人あたり 8,330 円/日→15,000 円/日
- c) 雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成の対象
- ・兵庫労働局助成金デスクによる相談

オ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の活用

休業中に賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者からの申請により、休業開始前賃金の80%(月額上限33万円)を休業実績に応じて支給する。

カ 中小企業のための特別相談窓口の設置

・ひょうご・神戸経営相談センター、県地域金融室、県信用保証協会、各金融機関

③ ポストコロナを見据えた事業展開への支援

ア 中小企業事業再開支援金

・ひょうごスタイルにあわせて事業者が取り組む感染防止対策を支援

区分	中小法人	個人事業主
単一事業所企業	20 万円	10 万円
複数事業所企業	40 万円	20 万円

(参考:国制度) 小規模事業者持続化補助金

通常枠	特別枠(コロナ特別対応型)	
販路開拓等の支援	サプライチェーンの毀損への対応	非対面型ビジネスモデルへの
		転換、テレワーク環境の整備
上限 50 万円·補助率 2/3	上限 100 万円・補助率 2/3	上限 100 万円・補助率 3/4

【事業再開枠】上記に加えて感染防止対策の取組に上乗せ補助:上限50万円

イ 収束後における地域経済の活性化

- ・がんばるお店お宿応援事業:10万円(定額)、5,000件 飲食店や宿泊施設等によるテイクアウト・デリバリー等の参入を支援
- ・商店街お買い物券・ポイントシール事業(事業規模 16 億円:県 2/3、市町 1/3) 商店街等が取り組むプレミアム付商品券の発行、ポイントシール事業を支援
- ・地域企業デジタル活用支援事業:300万円(補助率3/4)、490件 AI・ロボット等の活用、テレワークの推進等を支援

ウ 新たなワークスタイルの推進(ひょうご仕事と生活センター)

・テレワーク等を推進するため、設備導入を支援するとともにアドバイザーを設置

④ 生産拠点の県内回帰、サプライチェーンの強化・再構築

・産業立地条例に基づく補助金等を拡充

EZ A TELC		TD 4-	拡充	
区 ₂	区分	現行	県内全域での幅広い立地促進	サプライチェーン強化・再構築対策
	不動産 取得税	1/2軽減 (拠点地区・促進地域)	同左	【一般地域 】 1/2軽減 【促進地域】 3/4軽減
税軽減	法人 事業 税	【一般地域】 1/4軽減・5年間 (拠点地区1/3軽減・5年間) 【促進地域】 1/2軽減・5年間	【一般地域】 1/3軽減・5年間 (拠点地区1/2軽減・5年間) 【促進地域】 同左	【一般地域】 1/2軽減・5年間 【促進地域】 3/4軽減・5年間
補助	設備資	【一般地域】 設備投資額の3% ※国等補助金併用不可 【促進地域】 設備投資額の5% ※国等補助金併用不可	同左	【一般地域】 設備投資額の6% ※国等補助金併用可 【促進地域】 設備投資額の10% ※国等補助金併用可
金	雇用補助	【一般地域】 新規正規雇用 :30万円/人 【促進地域】 新規正規雇用 :60万円/人 新規非正規雇用:30万円/人	同左	【一般地域】 新規正規雇用 : 45万円/人 【促進地域】 新規正規雇用 : 90万円/人 新規非正規雇用: 同左

※サプライチェーン強化・再構築対策は、令和5年3月末立地促進事業等確認申請受付分まで

(参考:国制度) サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金

生産拠点の集中度が高い製品・部素材又は国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に関するサプライチェーンを強靱化

※工場の建物取得費、設備費等を対象

補助率:大企業 1/2~2/3 以内、中小企業等 2/3~3/4 以内、補助上限額:150 億円

⑤ 雇用対策の強化

ア 緊急対応型雇用創出事業

新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた労働者等に対して、 次の雇用までのつなぎの雇用を創出(実施規模:500人→1,000人)

イ 緊急雇用対策職業訓練

離職者等の就職促進のため、IT・資格取得コース等の就職に有利なスキル向上 につながる職業訓練を実施(拡充規模: 21 コース 400 人→41 コース 800 人)

(2) 観光振興

6月19日~Welcome to Hyogo キャンペーンを展開し、旅行市場の回復段階に応じ需要を 喚起(県内・近隣府県から徐々に国内遠隔地に拡充)

・ "ひょうごのお得旅" キャンペーン

区分	事業内容
県内宿泊に使える割引クーポンの配布	2 千円/泊
スキー場周辺地域での夏合宿等割引支援	延べ5人泊以上:2千円/泊
県内温泉地での宿泊に対しおみやげ購入券配布	2千円/宿泊1万円以上
(第1弾7~9月、第2弾10月~)	1千円/宿泊5千円~1万円

・ひょうご五国のバス旅支援

区分	事業内容
ひょうごツーリズムバスの拡充	1台あたり宿泊6万円、
	日帰り3万円
県特産品付き五国交流バスツアー造成支援	参加者に2千円相当の特産品贈呈

ホテル等でのコンベンション開催支援

会場参加者の規模に応じ補助

 $(100\sim500$ 人: 50 万円 $500\sim1000$ 人: 100 万円 1000 人 \sim : 200 万円)

宿泊施設での感染防止対策への支援

感染拡大予防ガイドラインを踏まえた対策を実施する宿泊施設を支援

(1施設上限:30万円、2施設上限:60万円)

(3) 生活福祉資金特例貸付の拡充

3月25日から新型コロナウイルス特例貸付として、貸付の対象世帯を、低所得者だけでなく、新型コロナウイルスの影響を受け収入の減少があった世帯に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を実施するための貸付原資33,499,000千円を助成する。

(4) 税制上の特例措置等

- ・徴収の猶予制度の特例(収入が概ね20%以上減少した者は、1年間猶予)
- ・県民税の寄附金税額控除の特例(行事の中止等による入場料金払戻請求権の放棄に適用)
- ・住宅ローン控除(住民税)の適用要件の弾力化(入居要件の緩和)
- ・自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減(1%軽減)の延長(令和2年度末まで)
- ・ 耐震基準不適合既存住宅の耐震改修特例(不動産取得税)の適用要件の弾力化(入居要件の緩和)
- ・自動車税種別割・法人関係税等の電子申告・電子納税等を推進

(5) 特別定額給付金の早期支給

特別定額給付金の円滑な支給のため、申請の受付・給付事務を行う市町への助言等を実施

(6) 農林水産事業者への支援

① 資金繰り支援

・美しい村づくり資金、豊かな海づくり資金の拡充(当初3年間無利子化、貸付期間延長、 融資限度額引上げ)

② 事業継続支援

・山田錦等酒米持続的生産応援事業(影響を受けた山田錦生産者が取り組む作付転換、 給食活用、商品開発、需要開拓等への支援) ・漁業経営安定対策事業(影響を受けている漁業協同組合に対して、固定経費の一部を 支援)

【対象要件】5~12月において下記のいずれかに該当する漁協

- (ア) いずれか1ヵ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- (4) 3ヵ月間の売上高が連続して前年同月比で30%以上減少

【補助額】

固定経費に対し、月額 750 千円までの部分の 2/3、月額 750 千円を超え 2,250 千円 の部分の 1/3 (上限 1,000 千円/月、6 ヵ月分)

・外食産業インバウンド需要回復支援事業(インバウンド需要の減少により売上が減少した 外食事業者に対して、換気設備などの施設整備を支援)[受付終了]

【対象経費】

- (ア) 衛生管理改善設備の導入
- (イ) 業態転換のための改装

【補助率】1/2

・輸出食品製造施設等導入支援事業(輸出先国のニーズの変化や食品衛生規制に対応する ために、食品製造業者や流通事業者等が行う設備導入等の取組を支援)[受付終了]

【対象経費】

- (7) 施設、機器設備費
- (イ) コンサル費、認証取得費等

【補助率】1/2

③ 需要喚起,販売促進

- ・ 県産農産物、水産物販売促進事業(料理教室や動画配信など、野菜・花き・水産物等 のプロモーションを実施)
- ・県産ブランド牛肉消費拡大事業(県産ブランド牛肉 5,000 円の購入毎に「ビーフ 1,000 円 券」を配布)<u>[配布・利用期間終了]</u>
- ・県産和牛肉等学校給食提供事業(県内小中学校等の給食で、県産牛肉・地鶏・水産物を提供)
- ・県産農産物等ECサイト活用販売支援事業(県産農産物等のECサイトへの出店支援) 【対象経費】ECサイト出品時の初期経費

【補助額】 160 千円(補助率 1/2)

(7) 公共交通事業者への支援

① バスにおける感染症防止対策への支援

・ 社会生活や経済活動を支えるバス事業者に対して、感染防止対策に要する経費を支援

【対象者】 民営バス事業者

【対象経費】運転席感染防止設備、非接触型体温計(貸切バスのみ) ※国庫補助事業の対象となる経費は対象外

【負担割合】負担割合 県 1/2、事業者 1/2

【補助額】 バスの保有台数に応じて補助上限額を設定

② 船舶における感染症防止対策への支援

・ 社会生活や観光基盤を支える旅客船事業者等に対して、感染防止対策に要する経費を 支援

【対象事業者】旅客船事業者、観光船事業者

※国庫補助事業の対象となる事業者は対象外

【対象経費】 換気設備、サーモグラフィ、非接触型体温計、アクリルボード等

【負担割合】 県内航路:県1/2以内、市町1/4以内

県外航路:県1/3以内、就航先自治体1/3以内

【補助額】 乗船定員に応じて補助上限額を設定

③ 地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援

・ 車内等の密度を上げないように便数等に配慮した運行に取り組む地域公共交通事業者 に対して、国の実証運行支援期間終了後に引き続き支援

【対象者】 地域鉄道事業者(神戸電鉄、北条鉄道)

路線バス事業者(19 事業者)

※公営バス、コミュニティバス、貸切(観光)バス、県外高速バスを除く 航路事業者(6事業者)※生活航路のみ

【対象経費】車内等の密度に配慮した運行に要する経費(燃料費、人件費等)

※輸送人員減による減便を回避するための輸送力の維持・増便に要する 経費相当

【負担割合】県 1/4、市町 1/4(任意随伴)、事業者 1/2

【補助期間】2ヵ月間 ※国実施期間(9月以降の2ヵ月間)後を支援

【参考】各種 Go To キャンペーン事業について

① Go To トラベル事業

宿泊・日帰り代金の1/2相当額を支援(支援上限:宿泊2万円、日帰り1万円) ※旅行代金の7割(35%)[実施中]

土産店、飲食店等で使用する地域共通クーポン3割(15%)[実施中]

② Go To Eat 事業

ア 25%プレミアム上乗せの食事券を発行(購入上限:2万円)[<u>10/14~受付開始</u>] イ オンライン飲食店予約サイト経由で予約・来店した消費者にポイントを付与[実施中]

③ Go To 商店街事業

商店街が実施するイベント等を支援(1 商店街:300 万円)[<u>実施中</u>] ※広域連携でプロモーション等を実施する場合500 万円上乗せ

④ Go To イベント事業

イベント等のチケット購入代の2割を支援[開始予定10月中旬以降]

10 県としての対応等

- (1) 職員の感染予防対策
 - ・会議・打合せでのマスク着用、人と人との間の十分な距離の確保、換気の徹底等
 - ・テレビ会議システムの活用
 - ・県民への窓口業務等については、職場環境に応じて、密閉、密集、密接とならないような 方法により実施
 - ・在宅勤務・時差出勤・フレックス制・特別休暇の活用

(2) 補正予算の実施等

・国の補正予算等に基づき編成した県の補正予算(4月補正、6月補正、7月補正、9月補正) の速やかな実施を図る。

(3) 組織体制の整備

- ○「次なる波」の到来等に備え、組織体制を強化する。(7月1日付)
 - ・健康福祉部に新たに「感染症等対策室(室長:本庁局長級)」を設置し、同室に「感染症 対策課」を置き、感染症対策を統括する機能を強化
 - ・感染症対策課に医務課・薬務課・社会福祉課・健康増進課・病院局企画課・復興支援課で実施している新型コロナウイルス感染症対策業務を一元化し、それぞれの課長が感染症対策課参事を兼務
- ○庁内連携により、感染症対策業務の人員体制を確保する。

「コロナに負けないひょうご」を目指しましょう!

兵庫県内の新型コロナウイルスの新規感染者数は、9月1日から約1ヶ月半、1日当たり15人程度の「感染警戒期」の水準が続いています。この間、クラスターが発生し、家庭での感染が拡大するなど、依然、警戒が必要です。今後、季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されます。

兵庫県では、次のことに重点的に取り組み、「コロナに負けないひょうご」を目指します。 県民、事業者の皆様のご協力をよろしくお願いします。

1 二次感染の防止

新規感染者が発生した場合、感染範囲を特定し、濃厚接触者や関係者に対して直ちに幅広くPCR検査を行っています。

感染者を**早期に確定**し、ここから**感染させない、二次感染を防止する封じ込め**を行います。

2 入院医療体制の確保

現在、**入院病床は663床**(うち重症対応110床)、**宿泊療養施設は700室程度** を確保しています。

今後、感染警戒期が継続している状況を踏まえ**300床程度で運用**しますが、**医療体制に不安はありません**。

3 自宅療養ゼロの堅持

引き続き、**「自宅療養ゼロ」を堅持**し、「容体急変への適切な対応」、「家庭内感染の防止」を徹底していきます。

4 インフルエンザ流行期に備えた体制整備

季節性インフルエンザとの同時流行に備え、地域の実情に応じてより多くの医療機関で診察・検査できるよう、「発熱等診療・検査医療機関」を250カ所程度確保します。

発熱の症状があれば、まずは、**かかりつけ医など地域の身近な医療機関に電話相談**し、 指示に従って受診しましょう。**かかりつけ医などがない時は「発熱等受診・相談センタ** ー(保健所)」や、「新型コロナ健康相談コールセンター(全県)」に相談してください。

【県民の皆様へ】

- ○ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない**感染リスクの高い施設**(特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケなど)**の利用を控え**ましょう。若者グループは、特に注意してください。
- ○接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用をお願いします。
- ○3密の回避など、「ひょうごスタイル」に取り組んでください。特に、マスクの着用 を徹底してください。

【事業者の皆様へ】

- ○ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底し、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示してください。
- ○酒類の提供を行う飲食店や歌唱を伴う飲食店など、感染リスクの高い店舗等は、特に 対策を徹底しましょう。
- ○職場における3密を避け、会議や車の同乗、出張の際等にもマスクを着用しましょう。
- ○「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と、QRコードのテーブルやカウンター などでの掲示をお願いします。

県民の皆様、事業者の皆様一人ひとりが「**うつらない・うつさない**」との強い思いで取り組むことが大切です。一層のご理解、ご協力をお願いします。

令和2年10月14日

兵庫県知事 井戸敏三